

## 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と長野県環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、上田市において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるし尿等の収集運搬に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、し尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この協定において、「し尿等」とは、災害時において処理をする必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水であって、その収集運搬について甲が生活環境の保全上、協力を要請する必要があると判断したものをいう。

### （協力事項の発動）

第3条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

### （し尿等の収集運搬の協力要請）

第4条 災害時において、甲が協力を要請する必要があると判断したときは、乙に対して実施可能な範囲において、協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、甲から協力の要請を受けた時は、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、し尿等の収集運搬を行うものとする。

### （要請手続）

第5条 前条に規定する甲の乙に対する要請手続は、業務の内容、車両台数、場所等を記載した文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

### （し尿等の収集運搬の実施）

第6条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車両を調達し、要請業務に優先的に協力するものとする。

2 乙は、甲からの要請事項を実施したときは、実施後速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

### （費用負担）

第7条 前条の規定により乙が実施したし尿等の収集運搬にかかる費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生直前におけるし尿等の収集運搬に係る適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(費用の支払い)

第8条 第7条の規定に基づき、甲が負担する費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後、速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

2 乙は、役員の変更、連絡体制等に変更があった場合は、甲へ報告するものとする。

(損害補償及び損害賠償)

第10条 乙が行う要請業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、上田市消防団員等公務災害補償条例(平成18年上田市条例第226号)の規定に準じて補償を行うものとする。

2 乙は、甲の責に帰さない事由により、要請業務の実施に伴って第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、及び協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成22年 2月26日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市

上記代表者 上田市長 母袋創一

印

乙 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉957番地29

長野県環境整備事業協同組合

上記代表者 理事長 尾沼好博

印